

津市人権施策基本方針 (案)

平成20年7月 策定

令和5年 月 改訂

津 市

目 次

第1章 基本的な考え方

1	人権施策基本方針見直しの経緯	1
2	人権をめぐる社会の動き	2
3	基本理念	3
4	基本方針の位置付け	3
5	基本方針の体系	4

第2章 基本施策

1	人権啓発の推進	5
2	人権教育の推進	6
3	相談・支援体制の充実	7
4	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	8
5	市民活動の組織などとの連携の推進	9

第3章 分野別施策

1	同和問題	10
2	子どもの人権	11
3	女性の人権	12
4	障がい者の人権	14
5	高齢者の人権	16
6	外国人の人権	17
7	さまざまな人権課題	
(ア)	患者、H I V感染者・エイズ患者などの感染者等、ハンセン病元患者、 難病患者	19
(イ)	犯罪被害者など	21
(ウ)	刑を終えた人・保護観察中の人など	21
(エ)	インターネットによる人権侵害	22
(オ)	アイヌの人びと	23
8	新たに位置付ける人権課題	
(ア)	ハラスメント	24
(イ)	性的指向・性自認	24
(ウ)	災害と人権	25
(エ)	貧困問題	26
(オ)	自殺問題	27

(カ) 北朝鮮当局による拉致問題 28

第4章 施策の推進にあたって

1 庁内推進体制 29

2 国、県など関係機関との連携 29

3 津市人権施策審議会 29

4 進捗状況の評価、基本方針の見直し 29

参考資料 30

- 津市人権施策審議会委員名簿
- 人権が尊重される津市をつくる条例
- 人権尊重都市宣言
- 世界人権宣言
- 用語解説
- 法令解説

第1章 基本的な考え方

1 人権施策基本方針見直しの経緯

人権はすべての人が社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない固有の権利であり、人権尊重は人類にとって普遍的な原理です。

社会を構成するすべての人の自由と平等を尊重し、平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

本市においては、平成18(2006)年9月に一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを基本に据えて「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、平成19(2007)年3月に「人権尊重都市」を宣言しました。そして、これまでの人権推進事業の実績を踏まえ、人権施策を総合的に推進するために、平成20(2008)年7月に「津市人権施策基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、人権施策に取り組んできました。その結果、市民の人権意識と理解に一定の成果が得られましたが、依然として偏見や差別は存在しています。

近年では、平成23(2011)年に起きた東日本大震災をきっかけに、災害時における避難所運営等での人権が意識されるようになりました。また、個人の問題として認識されがちであった自殺は、人権と密接に関わる社会問題として認識されるようになりました。さらに、北朝鮮当局による拉致問題は、人権侵害問題として啓発が図られ、学校教育においても理解を深めることの重要性が示されました。

今日、人権を取り巻く社会状況の変化や、国際化・情報化の進展などを背景に、人権課題は多様化・複雑化しています。パワー・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメント、所得格差の拡大による貧困問題、性的マイノリティの人の人権など新たにに取り組むべき人権課題が多く生じています。

とりわけ、令和2(2020)年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症によって、感染者やその家族、医療従事者等への心ない言動や根拠のない情報に基づく誹謗中傷等が広がりました。これにより、人権侵害が誰の身にも起こり得る身近な問題として認識されるようになり、改めて人権に対する取組の重要性が認識されています。

このような人権を取り巻く社会状況の変化に伴い、従来から位置付けている人権課題については必要に応じ現状と課題を整理するとともに、新たな対応及び対応の強化を求められている「ハラスメント」、「性的指向・性自認」、「災害と人権」、「貧困問題」、「自殺問題」、「北朝鮮当局による拉致問題」の6項目について、新たに位置付ける人権課題として基本方針に追加することとしました。そして、令和4(2022)年7月に第7回市政アンケート調査を行い、その結果等から見えてきた現状や課題を踏まえ基本方針を定めました。また、それ以外の項目については、人権に係る法令や計画の動き、平成29年度に実施した市民意識調査の結果や津市人権施策事務事業進捗状況評価等の状況から現状に沿った内容に修正しました。

2 人権をめぐる社会の動き

国際的には、昭和 23 (1948) 年に国連で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言が採択されました。その後、この基本的精神を具現化する「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」などを通じて、国際的な人権保障の確立に向けた取組が行われてきました。

しかし、これらの取組にもかかわらず、世界各地において人種、民族、宗教などの違いによる、地域紛争の発生、飢餓、難民問題など人権問題は深刻化しています。

こうした状況の中で、平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて、SDGs (持続可能な開発目標) が採択されました。「人や国の不平等をなくそう」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「すべての人に健康と福祉を」など 17 の目標を掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしています。SDGs を定めた「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、SDGs の基礎には人権尊重の理念があります。

我が国では、昭和 22 (1947) 年に基本的人権の尊重を基本理念に掲げた「日本国憲法」が施行されました。第 11 条では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」こと、「基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」ことを定めています。また第 13 条では「すべて国民は、個人として尊重される」とし、第 14 条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として「法の下での平等」を定めています。憲法では、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在住する外国人について、等しく基本的人権の享有が保障されています。

また、平成 12 (2000) 年には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、これに基づき、平成 14 (2002) 年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これ以降、人権に関する法整備については、平成 17 (2005) 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)」、平成 23 (2011) 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)」、平成 25 (2013) 年に「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律 (以下「子どもの貧困対策推進法」という。）」が制定され、あらゆる人権が保障される社会づくりが進められてきました。

さらに、差別を解消することを目的として、平成 28 (2016) 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。), 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。), 「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部

落差別解消推進法」という。)の人権に深く関わる、いわゆる人権三法が相次いで施行されました。また、令和元(2019)年には、職場におけるパワー・ハラスメントの防止措置を企業に義務付ける「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」などを含む一連の法律を一括改正する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、誰もが安心して働ける環境づくりが進められています。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「三重県人権施策基本方針」に沿って「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(令和2年度から令和5年度まで)が策定され、人権施策の推進に取り組まれています。このような中、令和4(2022)年には、既存の条例を全部改正し、新たに「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定され、不当な差別をはじめとする人権侵害行為の禁止、相談体制の強化や、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりが規定され、差別の解消に向けて取組が一層強化されています。

3 基本理念

基本方針は、一人ひとりの自由、平等の重要性と「人権が尊重される津市をつくる条例」を踏まえ、人権啓発・教育、差別撤廃の諸事業など、あらゆる人権施策の基本的な考え方を示すものであり、その根底にある基本理念を以下に掲げます。

(1) 差別を許さない平等・公正で安心して暮らせる社会の実現

人間としての尊厳が認められ、老若男女、障がいの有無、国籍、門地、社会的身分などの理由による差別を生じさせない平等で公正な安心して暮らせる社会の実現をめざします。

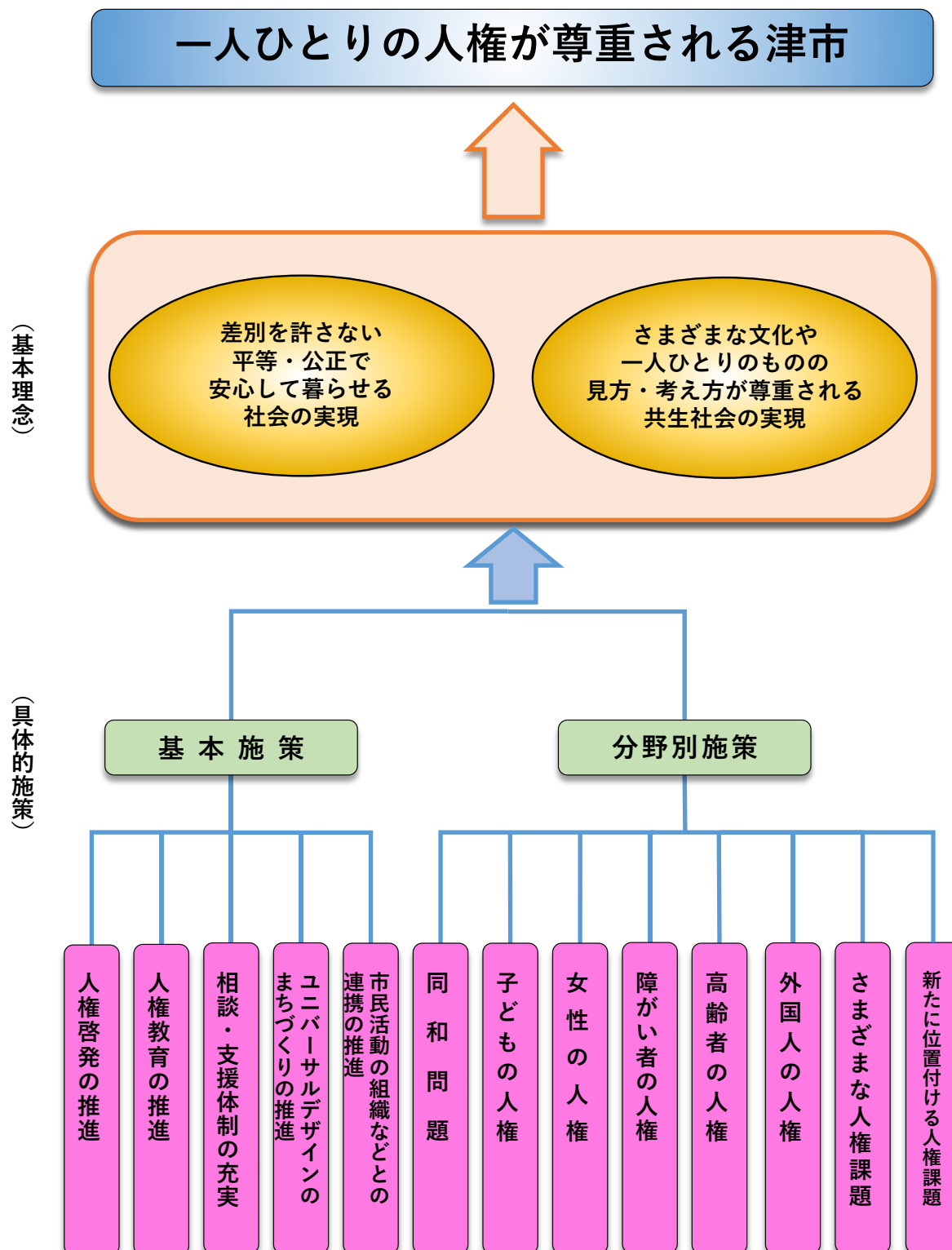
(2) さまざまな文化や一人ひとりのものの見方・考え方が尊重される共生社会の実現

国籍や文化が異なる人びとがお互いを理解し、一人ひとりのものの見方・考え方が尊重される自由な共生社会の実現をめざします。

4 基本方針の位置付け

この基本方針は、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とした「人権が尊重される津市をつくる条例」第4条の規定に基づき、人権施策を総合的に推進するため制定するものです。

5 基本方針の体系



第2章 基本施策

1 人権啓発の推進

【現状と課題】

人権問題を正しく理解するためには、市民に人権について考える機会を提供し、正しい理解と認識を深めるため人権啓発を行うことが大切です。

本市においては、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、市民人権講座や人権講演会の開催をはじめ広報紙やホームページを活用し、人権に関する理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的とした人権啓発活動に取り組んでいます。

しかし、本市が平成29年度に実施した市民意識調査によると、「最近5年間で市や県などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか」という設問に対し「一度も参加したことがない」と回答した人の割合が81.8%と大半を占めていることから、行政が主催する人権に関する講演会や研修会等で十分な効果を得られていないことが課題といえます。

その一方で、SNSの普及や新型コロナウイルス感染症拡大等により社会情勢が大きく変化する中で、今まで潜在化していた差別や人権侵害がさまざまなところで顕在化し、誰にでも起こり得る身近な問題として認識されるようになりました。

すべての人が、社会には依然として根拠のない偏見や差別が存在することを理解し、人権問題の解決を自分自身の課題として捉えることが重要です。そのためには、幅広く広報活動を展開するとともに、関係機関と連携してさまざまな機会を設け、人権尊重の意識を高める啓発を進める必要があります。

【基本方針】

(1) 人権啓発の充実と推進

より多くの市民が講演会や研修会等に参加するとともに、人権問題を自らの課題として捉えることができるよう、情報化社会に合わせた視点と社会の変化や課題を踏まえたあらゆる分野での啓発活動を展開します。

(2) 啓発活動を担う人材の育成

市職員一人ひとりが、個々の人権感覚を磨き、人権行政の推進者として、人権尊重の視点に立った業務を遂行できるよう人材育成に努めます。

(3) 国、県、市民活動の組織、事業者等との連携

国、県、市民活動の組織、事業者等と連携し、地域社会及び職場に対して人権意識の高揚につながる取組を推進します。

2 人権教育の推進

【現状と課題】

我が国においては、人権教育、人権啓発の重要性から平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、同法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施していく必要があるとしています。

本市においては、「人権が尊重される津市をつくる条例」、「津市人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、あらゆる差別や人権侵害をなくすため、積極的に人権教育を推進し、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、人権擁護委員等と連携し、さまざまな人権問題と向き合う人たちの生き方や考え方に学ぶ出会い学習などを通じて、自分や他者の人権が尊重される社会の実現をめざす主体者を育てる取組を推進しています。

社会教育においては、保護者や地域住民を対象に人権講座や人権講演会、人権フェスティバル等を実施するなどの取組を推進しています。

すべての人の人権が尊重される社会を築いていくためには、一人ひとりが生涯を通じて人権課題に積極的に向き合い、その解決のために主体的に行動する必要があります。

【基本方針】

(1) 人権教育の推進

幼稚園・保育所・認定こども園・学校及び家庭、地域社会などさまざまな場を通じて人権教育を推進します。

(2) 指導者の育成及び資質の向上

すべての指導者や教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、資質向上の取組を進めます。

(3) 人権が尊重される地域づくりの推進

地域、社会教育団体、事業者等が人権について学ぶ場を設け、参加者がさまざまな人権課題を日常生活と重ね、自分自身の課題として捉え、具体的な態度や行動につなげることができる取組を推進します。

3 相談・支援体制の充実

【現状と課題】

人権問題はさまざまな形で発生し、時代と共に移り変わり相談内容も多様です。このため、誰もが安心して生活を送ることができるように、人権問題の解決に向けて個別に寄り添ったさまざまな支援を行うことが必要です。

令和元（2019）年に三重県が実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」において、人権相談機関の認知に関する調査結果では、「市町の相談窓口（市役所、町役場、隣保館等）」が 54.9%と最も高く、次に「県の機関（県人権センター、県女性相談所、県障がい福祉課等）の相談窓口」が 44.1%、次いで「国の機関（法務局、人権擁護委員、労働局等）の相談窓口」が 30.0%と、身近な相談窓口や専門的な相談窓口の認知度は高まりつつあります。

本市においては、隣保館における各種相談事業をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者に関する相談、外国人住民の生活相談、生活困窮者やひきこもりなどに関する生活支援相談など、さまざまな相談窓口を設置しています。

しかし、複雑な事情を抱えて声を上げにくい人、どこへ相談すればよいか分からない人や相談をためらいがちになる人など、困った時に直接相談窓口に行ける人ばかりではありません。また、近年、相談内容が多様化・複雑化し、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

そのため、誰もが気軽に安心して相談することができるよう、相談者のプライバシーにも配慮して、さまざまな人権問題の相談に応じるなど、迅速で適切な助言や情報提供ができる体制を構築し、必要に応じて関係部署につなぐなど、相談・支援体制の充実を進める必要があります。

【基本方針】

(1) 相談・支援体制の充実

多様化・複雑化する人権に関する相談に適切に対応できるよう、相談員等の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。

(2) 問題の施策への反映

人権相談等で提起される問題は、人権啓発、人権教育をはじめとする人権施策の推進における課題として捉え、施策に反映させていきます。

(3) 人権侵害に対する取組

人権を侵害されている人びとを支援するため、関係機関と連携し権利の確保に向けた取組を推進します。

4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいの有無、年齢等にかかわらず、社会の対等な構成員として尊重され、安全で快適な生活が送れるよう、社会全体の障壁（バリア）をはじめ、私たち一人ひとりの心のバリアを取り除いていくことが大切です。

平成 18（2006）年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が、また、平成 30（2018）年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（以下「ユニバーサル社会実現推進法」という。）が施行され、特に「ユニバーサル社会実現推進法」では、関係機関と相互に連携を図りながら、社会的障壁に関する体験学習などユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を推進することが規定されました。

本市においては、学校施設、交通施設、社会教育施設等のバリアフリー化、市ホームページの多言語化に取り組むとともに、市内の小中学校や公民館講座などで疑似体験を取り入れたユニバーサルデザイン講座を開催し、市民の意識高揚を図っています。

ユニバーサルデザインのまちづくりは年々進展しつつあるものの、高齢者、障がい者、外国人等、すべての人がより暮らしやすく、より社会参加しやすくなるためにはハード面では環境整備の推進が、ソフト面では私たち一人ひとりの理解を深めることが不可欠となります。そのため、企業や地域住民、学校等への普及・啓発を重ねていくことが必要です。

【基本方針】

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市空間づくりの推進
バリアフリー化も含めユニバーサルデザインに配慮した施設や公共交通を含む一体的な都市空間づくりを推進します。
- (2) 情報やサービスにおけるユニバーサルデザインの推進
自由かつ等しく情報やサービスを享受でき、誰もがまちづくりに参加できる環境整備を推進します。
- (3) ユニバーサルデザインの普及・啓発の実施
ユニバーサルデザインが特別なものとしてではなく、当たり前のもので浸透し定着するよう、企業や地域住民、学校等におけるユニバーサルデザインの普及・啓発を推進します。
- (4) ユニバーサル社会の実現に向けた教育・啓発の推進
人と人との間に存在する心のバリアを取り除くための教育・啓発を推進します。

5 市民活動の組織などとの連携の推進

【現状と課題】

少子高齢化による人口構造や人びとの生活スタイルの変化、価値観の多様化とともに、さまざまな国籍の人びとが共に同じ地域の住民として生活している今日の社会においては、さまざまな課題が生じています。

こうした中、NPO団体、ボランティア団体等の市民活動組織は、地域における公共的な役割や交流の場の創出・拡大といった役割をはじめ、時には、窮状にあってなお行政の援助が届かない人びとの権利の行使を支援する活動を行うなど、社会づくりの重要な担い手となっています。

平成22(2010)年に国際標準化機構から発行された、組織の社会的責任に関する国際標準規格である「ISO 26000」が、日本では平成24(2012)年に「JIS Z 26000」として制定され、人権への配慮を中心として、企業に対しても社会的責任が強く求められています。

現在、本市においては、地域の課題解決や活性化などを目的とする公益的な活動に自主的に取り組む市民活動組織を支援し、市民活動を促進しています。

このように、社会の課題解決には、市民活動組織や企業が持つ発想の多様性、きめの細かさと柔軟性、さらには専門性が必要であるとともに、「人権が尊重されるまちづくり」をめざし、さまざまな分野で活動する市民活動組織や企業と連携し、取組を進めていく必要があります。

【基本方針】

(1) 社会的課題に連携して取り組む市民活動組織への支援

地域に関わるさまざまな人びとが積極的に市民活動に参加し、市民活動の主体性を尊重しながら、自主的・自発的な活動がさらに活発となるよう情報や活動の場の提供などの支援に努めます。

(2) 多様な主体によるネットワークづくりの促進

市民活動団体、地域、企業、行政等の多様な主体が相互に連携するネットワークづくりを推進します。

(3) 市民活動組織と行政の連携の推進

市民活動組織と行政の協働による事業展開等、連携した取組を推進します。

第3章 分野別施策

1 同和問題

【現状と課題】

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申において、「同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本方針が示されました。同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人びとが長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、特定の地域の出身者であること等を理由に日常生活の上で差別を受けるなどの基本的人権が侵害される人権問題です。

これまでの取組により、同和問題に対しては一定の理解は得られたものの、依然として差別意識は根強く存在し、さらに、情報化の進展に伴い、インターネット上では、差別が放置され、助長されるような情報が掲載されるという問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されています。

本市が平成29年度に実施した市民意識調査によると、「今でも部落差別があるかどうか」という設問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人は51.1%とほぼ半数の人が認識している結果となっています。

同和問題は、基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、一人ひとりが正しく理解し、差別について知るとともに、同和問題を自らの課題として捉え、行動する必要があります。

【基本方針】

(1) 人権啓発及び人権教育の推進

同和問題の解決をめざして、関係機関等と連携し、これまでの経緯や課題を踏まえながら、効果的な施策に積極的に取り組みます。

(2) 職員・教職員の資質向上

職員・教職員が、同和問題を自らの課題として捉え、解決に向けて行動できるような実態に応じた研修や学習の機会を充実させ、資質の向上を図ります。

(3) 隣保館事業の推進

地域課題を把握し、その解決に向けて人権啓発や相談事業に取り組みます。また、住民福祉の視点から近隣住民が利用しやすい開かれた隣保館をめざします。

(4) 差別事象への対応

インターネット上の差別、中傷、落書きなど、悪質な人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

2 子どもの人権

【現状と課題】

次世代を担う子どもたち一人ひとりが心身に有害な影響を受けることなく健やかに成長できる社会をつくりあげることが、私たちの共有する課題です。

我が国が平成 6（1994）年に批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを権利の主体と位置付け、大人と同様一人の人間としての権利を認めるとともに、子どもの生存や発達、保護という包括的な権利を実現するための事項が定められています。

しかし、近年では、子どもの貧困やヤングケアラーといった問題が増加・顕在化する中、依然として、児童虐待やいじめも深刻な問題となっており、本市においても、毎年 200 件以上の児童虐待に関する相談が寄せられています。

全国的に児童相談所での虐待対応件数は増え続け、令和 3 年度は過去最多の 20 万 7,659 件となっています。また、近年のいじめは SNS 上で行われることも多く、周囲から一層見えにくくなっていることが課題であり、いじめの早期発見・早期対応のための取組が急務となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により社会生活が大きく変容する中で、10 代・20 代の自死率が大きく増加しており、相談・支援体制の拡充も課題となっています。

本市においては、平成 27（2015）年 3 月に「津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの主体性を尊重し、子どもの最善の利益を実現できる取組を進めてきました。さらに、令和 2（2020）年 1 月には「津市いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの早期発見・早期対応に向けて、さらなる取組を進めています。

子どもの人権問題に対しては、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、取組を推進していく必要があります。

【基本方針】

(1) 子どもの権利に関する理解を深める啓発活動の推進

「児童の権利に関する条約」について子どもや保護者が学ぶ機会を充実させます。

(2) 子どもの人権を尊重し、主体性を育む保育・教育の促進

子どもが自己肯定感を持ち、自分の意見を表明して主体的に行動できるような保育・教育を促進します。

(3) 子どもの権利擁護の推進

家庭や地域住民、学校、児童相談所等の関係機関による連携を強化し、いじめや児童虐待等の防止に努めます。

(4) 相談・支援体制の充実

保護者の子育てに関する相談窓口を整備、充実させるとともに、子どもが抱える問題に対する相談・支援体制の拡充に努めます。

3 女性の人権

【現状と課題】

我が国においては、男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、21世紀の最重要課題として「男女共同参画社会基本法」（平成11（1999）年施行）に位置付けています。

本市においては、平成19（2007）年3月に「津市男女共同参画推進条例」を施行、平成20（2008）年7月に「津市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策の推進に取り組んできました。

しかし、令和3年度に実施した市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識は改善されつつある一方で、いまだに性別役割分担意識や慣行が残り、男女間における職種や雇用形態の違いを媒介とする賃金格差など、男女の不平等感や意識格差を是正する取組が十分でない等、多くの課題がみられました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、特に女性の割合が高い非正規雇用者の解雇、DVの深刻化等、女性の人権に対する問題点が浮き彫りとなりました。

こうした状況を踏まえ、「第4次津市男女共同参画基本計画」（令和5年度から令和9年度）では、すべての人が成長する過程において、学校教育や生涯教育の場における男女共同参画についての学習の充実により、常に男女平等の意識を持つことができるようにするとともに、実行を支える制度等の浸透を図ることで、男女が共に活躍できるよう社会の仕組みを変えていくこととしています。

女性への人権尊重と人権意識を高め、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組むとともに、ジェンダー平等やワーク・ライフ・バランスへの取組を促進する必要があります。

【基本方針】

(1) 男女の固定的な性別役割分担意識を是正する教育・啓発活動の推進

男女共同参画の視点に立った啓発、広報活動に取り組み、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ります。

(2) 女性の政策・方針決定の場への参画推進、雇用管理の各ステージにおける男女の均等な機会及び待遇の確保

政治、行政、民間企業、団体等における女性の参画に向けた啓発、環境整備、人材育成に取り組めます。

(3) 多様な生活や働き方の実現

働くことを希望するすべての男女が、仕事と家庭・社会活動等との両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透及び意識醸成に努めます。また、育児・介護等で離職した男女の就労支援の推進に取り組めます。

(4) あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性を守る環境づくり

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー対策等の推進に取り組み、DV被害者の保護、自立支援に向けた関係機関との連携の強化及び相談体制の充実を図ります。

4 障がい者の人権

【現状と課題】

我が国においては、平成 28（2016）年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現を目的として、行政や民間事業者に、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が求められています。

本市においては、平成 28（2016）年 4 月に障がい者差別相談窓口を設置するとともに、平成 31（2019）年 4 月に新たに設置した津市基幹障がい者相談支援センター及び津市地域障がい者相談支援センターにおいて、障がい者の自立生活及び社会参加に関する相談や支援、障がい者への虐待の防止に関する相談など、幅広い相談に対応しています。

また、令和 3（2021）年 3 月に障がい者施策の基本的な方向及び目標を定めた「津市障がい福祉総合プラン」においては、一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らしていける共生社会の実現をめざしてさまざまな取組を進めています。

しかし、津市障がい福祉総合プランの基礎資料とするため、令和元年度に行ったアンケート調査では、障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりした経験について、障がい者では 28.0%、障がい児では 37.1%が「ある」と回答しています。また、合理的配慮における市民の認知状況は、「言葉も内容もよく知っている」は 12.6%であり、「言葉を聞いたことがない」が 60.3%となっていることから、障がいについての理解や社会的関心を高めるための啓発を推進していく必要があります。

また、「今後どのように暮らしたいと考えているか」という設問に対しては障がい者の 4 分の 1 以上を占める 26.6%が「自立して暮らしたい」と回答していることから、自立生活への支援や行動しやすい環境の整備等、切れ目のない支援の推進について、市民、事業者、行政が互いに連携・協力し、一体となって取り組む必要があります。

【基本方針】

(1) 障がいに対する理解を深めるための取組の推進

障害のある人への社会的障壁^{※1}を取り除くのは社会の責務であるという障がいの社会モデル^{※2}の観点から、障がいに対する理解を深めるとともに、差別を解消し、誰もが分け隔てなく、共生する社会の実現をめざした障害者差別解消法などの啓発活動を推進します。

(2) 障がい者の自立生活^{※3}及び社会参加を支援するための環境づくり

一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍できるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活及び雇用・就業の支援を進めます。また、社会参加できる環境づくりや社会的サポート

を受けながら自立生活を送るための施策を推進します。

(3) 相談・支援体制の充実

国、県、市民活動の組織、事業者等と連携し、相談・支援体制の充実を図り、障がい者の人権擁護に取り組みます。

※1 社会的障壁

施設・設備面の障壁、制度上の障壁、慣行上の障壁、観念の障壁のこと。

※2 障がいの社会モデル

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生ずるものであるという考え方。

※3 障がい者の自立生活

福祉や介護のサービスを利用しつつ、自己決定によって主体的に生活していくこと。

5 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国における総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、総人口が減少する中で、高齢者人口が増えることにより年々上昇し、令和3（2021）年の高齢化率は、28.9%となっており、今後も引き続き上昇する見込みです。それに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症などにより支援を必要とする高齢者もますます増加していくものと考えられます。

高齢者の人権に関する課題としては、身体的・心理的な虐待のほか、社会参加の困難性があげられます。また、地域からの孤立により、悪徳商法や振り込め詐欺などの被害に遭う高齢者が後を絶たず、社会問題になっていることから、地域での見守りや声掛けが求められています。さらに、高齢運転者による交通事故防止対策や移動手段の確保など、高齢者の生活を支える体制の整備も急務となっています。

本市においては、高齢化率が全国平均を上回る29.7%の状況の中、令和3年3月に「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる心豊かで元気あふれる地域社会の実現を基本理念に掲げ、介護サービスをはじめとする高齢者の生活・活動の支援により、お互いが支え合い交流する中で、高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを進めています。平成29（2017）年9月からコミュニティバス及び民間路線バスを活用した外出支援事業（シルバーエミカ）を実施しており、今後も新たな課題に応じた生活支援サービスの拡充や見直しが求められます。

高齢者一人ひとりの尊厳が尊重され、生きがいや役割を持って生活することができる社会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的サービスの取組を進める必要があります。

【基本方針】

(1) 高齢者の社会参加の環境づくり

文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動に参加するための環境整備を推進し、多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

(2) 介護サービス・生活支援サービス等の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、必要な環境整備とともに、多様なサービスの充実を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実

高齢者に対する身体的・心理的な虐待、詐欺被害などの人権問題の解決に向けて、国、県、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

6 外国人の人権

【現状と課題】

近年の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、我が国に生活・滞在する外国人は増加しており、本市における外国人は、令和4年9月1日現在、77の国や地域の9,195人となっており、外国につながる子ども^{*1}も増加傾向にあります。

日本国憲法では、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人について、基本的人権の享有を保障しているところであり、平成28(2016)年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していくことが定められました。

本市においては、通訳員を配置しての外国人住民の生活相談の実施、日本語指導体制の整備、母子保健事業における通訳や翻訳の実施、防災情報の多言語発信等、さまざまな共生に向けた取組を行っています。このような状況にもかかわらず、本市が平成29年度に実施した市民意識調査によると「在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別がある」という設問に対して、「そう思う」と回答した人は51.9%であり、ほぼ半数が差別を認識している結果となっています。

また、依然として、言語、宗教、文化、習慣等の違いや無理解、制度の未整備から、教育、医療、就労、防災などさまざまな場面で不合理な扱いがされ、生活の厳しさや困窮の要因にもなっています。このような、外国人やその子どもに対する偏見や制度の未整備等を課題として捉え、その解決に向けて取り組む必要があります。

さらに、本市は、日本語指導が必要な外国につながる子どもの小中学校・義務教育学校における在籍数が県内で最も多いことから、今後も、市内のどこの学校に転入があっても支援ができる体制を継続し、その取組の充実を図り、外国につながる子どもの学力や進路を保障していく必要があります。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くために、一人ひとりがそれぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れることが大切であり、正しい理解を深め、偏見や誤解をなくす取組を進める必要があります。

【基本方針】

(1) 教育及び啓発活動の推進

多文化共生社会において、さまざまな違いを認め合い、外国人に対する偏見や差別を解消するための教育及び啓発活動を推進します。

(2) 情報提供や相談及び生活支援体制の充実

日常生活に必要な多言語の情報発信やコミュニケーション支援に努め、外国人住民の相談窓口の充実、医療・福祉・防災等の支援体制を充実させます。

(3) 子どもへの教育支援の推進

外国につながる子どもの生活実態を把握し、就学や進学がスムーズにできるよ

う、日本語教育の推進や学力の保障に取り組めます。

※1 外国につながる子ども

外国籍の子どもや日本国籍を持っていても外国にルーツをもつ子どもを含めた
言い方。

7 さまざまな人権課題

(ア) 患者、H I V感染者・エイズ患者などの感染者等、ハンセン病元患者、難病患者

(a) 患者

【現状と課題】

すべての人が、国籍、年齢、性別、社会的地位、経済的状況等にかかわらず、平等に医療の提供を受け、患者の望みや願い、意思が尊重されるなど、患者側の人権を重視し、治療側との信頼関係のもとで安心して治療を受けることができる医療が求められています。

このため、医療従事者から自分の病状について十分説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセントの確立など、患者の立場に立った医療を行うこととともに、病気等に関する患者や家族のプライバシー保護など、患者や家族の意思を尊重し、十分な配慮のもとで対応していく必要があります。

【基本方針】

- (1) 患者の権利が尊重される患者本位の医療体制づくりのために啓発活動を推進します。
- (2) 患者の人権問題の解決を図るため、国、県、医療機関、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制を充実します。

(b) H I V感染者・エイズ患者などの感染者等

【現状と課題】

H I V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別を生んできました。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染者やその家族、治療に当たられている医療従事者などの関係者に対して、不当な取扱いや嫌がらせが問題になりました。

感染症に対する科学的根拠に基づいた正しい知識を普及し、一人ひとりが感染者をはじめその家族等に対する偏見や差別を解消していくことが重要です。

【基本方針】

- (1) H I V感染者・エイズ患者などの感染者及びその家族等に対する正しい知識

と理解を深め、偏見や差別を解消するために啓発活動を推進します。

- (2) HIV感染者・エイズ患者などの感染者及びその家族等の人権問題の解決を図るため、国、県、医療機関、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制を充実します。

(c) ハンセン病元患者

【現状と課題】

平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、それまでの強制隔離政策が終結しましたが、いまだにハンセン病に対する偏見や差別は残っていると見える状況であり、療養所入所者の多くは、それまでの長期の隔離等により家族や親族、地域社会との関係を断たれ、高齢により療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このため、ハンセン病に対する正しい理解と認識を持つとともに、元患者が安心して暮らしていけるよう偏見や差別をなくす取組を推進する必要があります。

【基本方針】

ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病元患者の人としての尊厳が回復されるために、偏見や差別を解消するための啓発活動を国や県と連携して推進します。

(d) 難病患者

【現状と課題】

難病は、原因不明で治療方法が確立されておらず、患者は長期にわたって治療を受けることを余儀なくされます。そのため、患者にかかる経済的負担や患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。また、よく分からない病気ということなどから偏見が生じ、就職、結婚などにおいてさまざまな差別が存在しています。

そのため、難病患者の社会参加を支援し、難病であっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現をめざすため、相談・支援体制の充実とともに、難病に対する正しい理解の普及・啓発に努めていく必要があります。

【基本方針】

難病患者に対する偏見や差別が解消されるために、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。

(イ) 犯罪被害者など

【現状と課題】

犯罪被害者は、犯罪行為による直接的被害のみならず、それに起因する精神的・経済的被害等を受けます。また、本人だけでなく家族も、マスコミによる過剰報道や興味本位のうわさや心ない中傷により、二次的被害を強いられます。

本市においては、こうした犯罪被害者等が一日でも早く日常生活を取り戻し、安全で安心して暮らすことができるよう、令和4(2022)年4月に「津市犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定、精神的被害からの回復、さらに二次被害及び再被害の防止など犯罪被害者等に寄り添った支援を行っています。

犯罪被害者等は、個々の事情に一層配慮した支援が必要であり、一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等に対する理解と関心を深め、関係機関や民間団体等、社会全体で支えていく必要があります。

【基本方針】

- (1) 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、総合的かつ計画的に施策を推進します。
- (2) 犯罪被害者等の人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織などと連携し、相談窓口の設置やカウンセリングの支援による精神的ケアに取り組みます。

(ウ) 刑を終えた人・保護観察中の人など

【現状と課題】

被疑者・被告人は、裁判により有罪であることが確定するまでは推定無罪として取り扱われなければならないにもかかわらず、犯罪者のように扱う報道があり、被疑者・被告人の諸権利が形式的なものになっているという指摘があります。

受刑者は、一定の権利の制限はありますが、人間としての尊厳は当然守られるべきであり、看守による受刑者に対する不当な拘束や暴力は人権侵害の顕著な現れです。

刑を終えて出所した人は、社会の根強い偏見などのため、住宅の確保や就職など基本的な生活基盤を築くことさえ難しく、本人の更生意欲だけでは、社会復帰は厳しい状況にあります。

このようなことから、平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、本市においては、犯罪をした人が再び罪を犯すことなく、円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、令和4(2022)年3月に「津市再犯防止推進計画」を策定しました。就労・住居の確保や保険医療・福祉サービスの利用等を支援すると

ともに、更生保護ボランティアの活動支援や「社会を明るくする運動」等、偏見や差別を解消するための啓発活動をさらに進めていく必要があります。

【基本方針】

刑を終えた人・保護観察中の人、地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、偏見や差別を解消するための啓発活動を行い、関係機関、団体等と連携を図りながら地域において生活するための環境整備を支援します。

(エ) インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにし、近年では、携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

一方で、インターネットの匿名性などを悪用して、個人や地域に対する人権侵害、差別を助長する内容の書き込みが氾濫し、大人だけでなく、子どもにも悪影響を及ぼしています。また、インターネットを介して、子どもが性被害等の犯罪に巻き込まれる事象も多発しています。

こうした状況に対して、さまざまな法令の整備が進められ、平成 14 (2002) 年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、被害者が正当な理由がある場合、書き込みをした者（発信者）の情報開示をプロバイダ等に求めることが可能になりました。また、平成 21 (2009) 年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、平成 30 (2018) 年の改正で、18 歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが、携帯電話事業者等に義務付けられました。

今後も、インターネットの適正な利用をはじめ、社会全体で有害情報から子どもを守り、個人への誹謗中傷やいじめ、性犯罪による被害防止や早期発見に努め、関係機関や人権擁護機関と連携し、削除要請を行う等の取組を進める必要があります。

【基本方針】

- (1) インターネット上での差別事象や悪質な書き込み、人権侵害等を防ぐため、インターネットの特性とモラルなどについて啓発活動を推進します。
- (2) インターネット上での差別事象や悪質な書き込み、人権侵害等に対しては、国や県、関係機関と連携した削除要請等の対応に取り組みます。

(オ) アイヌの人びと

【現状と課題】

北海道を中心とした地域に古くから住んでいるアイヌの人びとは、自然の豊かな恵みを受けて独自の生活と文化を築きあげてきました。しかし、アイヌの人びとに対する誤った認識や理解不足から、今なお偏見や差別が残っています。

令和元（2019）年には、アイヌの人びとが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、引き続きアイヌの人びとについて正しく理解するための啓発・教育活動に努める必要があります。

【基本方針】

アイヌの人びとへの偏見や差別をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人びとが置かれてきた歴史的な経緯や差別の実態を踏まえた啓発・教育を推進します。

8 新たに位置付ける人権課題

(ア) ハラスメント

【現状と課題】

ハラスメントとは「嫌がらせ、いじめ」のことを指し、他人に対して意図的に、あるいは意図せず不快感を与えたり、困らせたりする言動や態度のことをいいます。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「パタニティ・ハラスメント」などハラスメントの種類は多様であり、職場などさまざまな場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。令和4年度に実施した第7回市政アンケート調査によると、ハラスメントの中でも「パワー・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」の認識度はそれぞれ92.5%、84.4%と高く、多くの人々が人権侵害行為として捉えていることが分かります。一方で、「パタニティ・ハラスメント」の認識度は12.0%に留まっています。

近年では、企業等のハラスメントは、社会に与える影響も大きく、また、企業イメージを損なうだけでなく、従業員のモチベーション低下による労働生産性の損失など経営上の問題としても捉えられており、さまざまな法整備のもとで、企業等も社会を構成する一員として人権や環境に配慮した行動をとるべきとする社会的責任（CSR）が求められています。

個人の尊厳を不当に傷つけるような言動は明らかな人権侵害であり、他人の人権を無視した不快感を与える行為などによる心理的負荷の結果、うつ病や自殺に至るなど、人権課題としても解決を図っていく必要があります。

【基本方針】

- (1) ハラスメントは個人の尊厳を傷つける人権侵害行為であり、あらゆるハラスメントの解消に向け啓発活動を推進します。
- (2) ハラスメントによる人権課題の解決を図るため、国、県等の関係機関と連携し、相談・支援体制の充実に取り組みます。

(イ) 性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛や性的な関心がどういう対象に向かうのかを示す概念です。同性愛者、両性愛者の人は、興味本位や偏見で見られたりすることから、職場や学校での嫌がらせや、場合によっては職場を追われるなど、日常生活や社会生活のさまざまな場面で人権に関わる問題が発生しています。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなジェンダー・アイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性の自己認識（性自認）と生物学的な性が一致しない人は、そのために違和感を覚えることがあり、望む性別で取り扱われないことにストレスや苦痛を感じたり、また、自分の問題を家族や友人に言えずに悩んだりしています。

このような性的指向や性自認を持つ人に対して偏見や差別があるのが現状です。令和4年度に実施した第7回市政アンケート調査でも、「性的指向や性自認に関わる性的マイノリティの人びとについて、どのような問題が起きていると思うか」という設問に対して、「差別的な言動をされる」と回答した人が49.4%となっています。

からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人びとがいることを知り、性の多様性について理解を深めていく必要があります。

【基本方針】

- (1) 性的指向や性自認の多様性について理解を深め、偏見や差別を解消するための啓発活動を推進します。
- (2) 性的指向や性自認に関わる人権課題の解決を図るため、国、県等の関係機関と連携し、相談・支援体制の充実に取り組みます。

（ウ） 災害と人権

【現状と課題】

災害は、多くの命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者は大きな被害を受けます。そのような時だからこそ、一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

令和4年度に実施した第7回市政アンケート調査によると、「災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことか」という設問に対して、「避難所生活でのプライバシーが守られない」と回答した人は60.5%となっていることから、避難所生活におけるプライバシー保護について取組を推進していく必要があります。また、「心身の不調を我慢してしまう」と回答した人は50.4%となっています。とりわけ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、心身の不調を生じやすい傾向にあることから、災害発生時から状態を把握するとともに、それぞれの状態に応じた対応が必要です。

さらに、一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮するなど、通常時から地域の防災組織と連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えるなど、災害時における人権への配慮に関する取組を進めていく必要があります。

【基本方針】

- (1) 災害時における避難所等でのプライバシーが守られるよう、災害時の人権への配慮に関する教育・啓発活動を推進します。
- (2) 災害時における要配慮者への迅速かつ的確な支援が行えるよう、支援体制の整備を推進します。

(エ) 貧困問題

【現状と課題】

貧困は世界において重要な課題とされており、SDGs（持続可能な開発目標）において貧困の解決をめざす目標が掲げられています。

我が国においても、貧困問題は、子どもをはじめ、若年者層や高齢者層、女性、外国人に至るまで、広く社会に影響を及ぼす深刻な課題となっていますが、その背景には、失業問題や所得格差の拡大などが要因として挙げられます。

これらの問題に対して、平成 26（2014）年に「子どもの貧困対策推進法」が施行され、平成 27（2015）年 4 月には、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本市においては、平成 27（2015）年 4 月から生活困窮者支援窓口を設置し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、課題の解決や相談者の自立に向けて取り組んでいます。

令和 4 年度に実施した第 7 回市政アンケート調査によると、「子どもの貧困対策推進法」と「生活困窮者自立支援法」について、「内容（趣旨）を知っている」又は「あることを知っている」と回答した人は、それぞれ 62.0%、73.9%となっています。

生活上の困難に直面している人びとが安心して暮らせる地域社会づくりのためには総合的な支援が必要であり、また、貧困は目に見えるようなものばかりでなく、口にはせず、不安に蓋をする場合や世間体から相談や支援を拒むような場合も考えられることから、目に見えない、声として届かないものがあることを認識した上で、貧困に陥らないための取組を進めていく必要があります。

【基本方針】

- (1) 生活保護制度や生活に困窮している人に対する偏見や差別意識をなくし、一人ひとりが理解を深め、社会問題としての意識を高めるための啓発を行います。
- (2) 人権相談をはじめ各種相談がしやすい環境を整備し、県や関係機関、関係団体と連携し自立支援の充実に努めます。
- (3) 生活保護を受給している人や生活に困窮している人に対する適切な対応を図るため、国、県等の関係機関と連携し、社会保障の充実や地域のセーフティネットの再構築を進めます。

(オ) 自殺問題

【現状と課題】

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、平成 28 (2016) 年に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきことが基本理念に明記されました。

本市においては、平成 31 (2019) 年 3 月に「津市自殺対策計画」を策定し、市民が自殺に至る心情や背景を理解し、自らのこころの不調や周りの人の不調に気づき、自殺を予防する行動につながるよう、職員研修等を実施して全庁的な自殺対策を進めています。

自殺の背景・原因になり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、私たちの日常生活において誰もが抱える可能性があります。

また、その遺族は自責の思いや差別的な言動、偏見に苦しむなど極めて厳しい状況に置かれ、周囲から孤立してしまうことがあります。

自殺には、心身の問題のみならず、経済や社会をめぐる環境、職場や学校での人間関係等、さまざまな社会的要因等が複雑に関係しています。令和 4 年度に実施した第 7 回市政アンケート調査によると、自殺対策に対する啓発活動（啓発物や講演会など）が必要であると、71.2%の人が回答しており、「どのような自殺対策が必要だと思いますか」という設問に対しては、「学校でのいのちの教育の充実」や「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」、「様々な悩みに応じた相談窓口の設置」と回答した人が多い結果となっています。

困っていることを誰にも相談せずに、苦しい思いを隠したままでいたり、相談先が分からないという現状があります。誰かに援助を求めてもよいということが、社会全体の共通認識となるように積極的に市民に周知していくとともに、個人と社会に対する両面からの働きかけに総合的に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

- (1) 国、県等と連携し、自殺対策強化月間を通じ、正しい知識の普及啓発や理解を深めるための啓発活動に努めます。
- (2) 国、県、その他関係機関や団体等と連携し、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談・支援体制など適切に対処するための支援体制の充実を進めます。
- (3) 自殺未遂者や自殺者の親族等が安心して相談できる環境づくりに努めます。

(カ) 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

令和4年度に実施した第7回市政アンケート調査によると、「あなたは、北朝鮮当局による日本人拉致問題について、どの程度関心をお持ちですか」という設問に対して、「大いに関心がある」と回答した人は26%に留っています。また、若年層ほど「まったく関心がない」と回答する傾向があることから、特に若い世代において、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

【基本方針】

北朝鮮当局による拉致問題を、自分自身の問題でもあると捉えて関心を絶やさないために、社会全体の課題としての認識を深めるための啓発を図ります。

第4章 施策の推進にあたって

1 庁内推進体制

基本方針に基づき、総合的かつ積極的に人権施策を推進する上で、基本的かつ重要な事項については、副市長を会長とし、各部局の長等で構成する津市人権施策推進会議において協議し、効果的な施策を推進していきます。

また、津市人権施策推進員（全課長級職員）が中心となって、各課等における人権施策の推進及び進行管理をはじめ、所属職員の人権意識の高揚など、人権施策の円滑かつ一層の推進を図ります。

すべての職員が人権感覚を磨くとともに、人権啓発・教育のリーダーを養成するため、各部局の職員を人権研修に派遣します。

2 国、県など関係機関との連携

一人ひとりの人権を尊重する社会の実現のためには、社会全体で問題の解決に取り組まなければなりません。このため、国、県などの行政機関、市民活動組織や関係団体、地域、学校、企業等との連携を図ることにより、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

3 津市人権施策審議会

津市人権施策審議会は、「人権が尊重される津市をつくる条例」第7条により設置されます。市長の諮問に応じ、人権施策に関する基本的事項などを調査・審議し、人権施策の円滑かつ効率的な推進を図ります。

4 進捗状況の評価、基本方針の見直し

基本方針に基づき、人権施策を具体的に推進するため毎年度、各担当課が自己評価し、津市人権施策審議会で評価を受け、市民へ公表します。必要に応じて事業の改善を図り、次年度へ反映させることで、実効性のある施策を推進します。

また、社会情勢の変化に的確に応え、人権施策の効果的な推進を図るため、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

参 考 資 料

津市人権施策審議会委員名簿

令和4年10月1日現在

氏 名	所属団体・職名
青木 幸枝	多文化共生ネットワーク エスペランサ代表
伊藤 好幸	公募委員
岩崎 良子	津市老人クラブ連合会元副会長、元女性部長
岡本 祐次（会長）	元津市立三重短期大学学長
片岡 福生	津市身障者福祉連合会会長
金子 誠子	公募委員
川口 節子	元三重県教育委員会委員長
楠本 孝（副会長）	三重短期大学法経科教授
佐藤 ゆかり	公募委員
杉田 宏	公募委員
鈴木 恵子	津人権擁護委員協議会委員
鈴木 圭子	津市人権・同和教育研究協議会会長代行、副会長
高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会会長
田中 茂範	三重県児童養護施設協会会員 真盛学園施設長
谷口 美子	津子どもNPOセンター事業担当者
中川 正治	津市民生委員児童委員連合会副会長
西川 昌樹	津地方法務局人権擁護課課長
原田 朋記	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ調査・研究員
山口 登	連合三重津地域協議会事務局長

(50音順、敬称略)

人権が尊重される津市をつくる条例

平成 18 年 9 月 29 日公布・施行

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては、様々な人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組を行わなければならない。

真に一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるため、私たち一人ひとりが、共に協力し合い、あらゆる人権に関する問題の解決を図っていくことが、今こそ必要とされている。

よって、私たち津市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、同和対策審議会答申（昭和 40 年 8 月 11 日答申）の精神等を尊重し、すべての人の人権が尊重される津市をつくるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権の尊重に関し、本市及び本市の区域内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取組を推進し、もって人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

（本市の責務）

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、本市の行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、関係機関との緊密な連携の下に、人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に人権を尊重し、本市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（基本方針）

第4条 市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 人権に関する問題に係る各分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ第7条に規定する審議会の

意見を聴くものとする。

(教育・啓発活動の充実)

第5条 本市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 本市は、人権施策を総合的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第7条 人権施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、人権施策に関する基本的事項等を調査審議すること。
- (2) 基本方針に関し、第 4 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(組織)

第8条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満としないようにするものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、市民部において処理する。

5 第 7 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人権尊重都市宣言

基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現することは、すべての人々の強い願いであり、社会生活における基本的人権の侵害は、いかなる理由があっても許されません。

よって、私たち津市民は、一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成19年3月29日

世界人権宣言

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を

受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表現する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する

第23条 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

1948年12月10日 国連総会にて採択

用語解説

■ ISO

スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関である国際標準化機構(International Organization for Standardization)の略。ISOの主な活動は製品やサービスを国際的に通用する規格として制定することであり、ISOが制定した規格をISO規格という。ISO規格には製品そのものを対象とする「モノ規格」と組織の品質活動や環境活動を管理するための仕組みを対象とする「マネジメント規格」がある。ISO 26000は平成22(2010)年に発行された組織の社会的責任に関する国際規約であり、人権の尊重等を含む7つの原則が記されている。

■ エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired immunodeficiency Syndrome)の略。ヒト免疫不全ウイルス(human immunodeficiency virus: HIV)が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす症状。

■ SNS

Social Networking Serviceの略。インターネットを通じて、人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の公開ページやネットサービス。よく使われるサービスとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等がある。

■ SDGs

Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。すべての人が将来にわたって平和で豊かな生活を送れるように、令和12(2030)年までに世界を経済、社会、環境のバランスの取れた社会へと変革することをめざす。

■ ジェンダー平等

ジェンダーとは、生物学的な性差ではなく、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という社会の中でつくられたイメージや役割分担を指します。これまでの社会では、身体的な性別だけで、差別を受けたり社会の中で活躍する機会が少なかったりすることが問題となっていた。そこで、人生や生活において、さまざまな機会が性別にかかわらず平等に与えられ、女性と男性が同様に自己実現の機会を得られる社会をめざした動きが世界的に広まっている。

■ JIS

日本産業規格(Japanese Industrial Standards)の略。日本の産業製品やサービスに関する規格や測定法等が定められた日本の国家規格のこと。JIS Z 26000は平成24(2012)年にISO 26000を日本語訳したものである。

■ 性的マイノリティ

レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等、性のあり方が少数派の人

びとを広く表す総称。

■ セーフティネット

社会保障の一種で、失業や生活困窮等で困っている人に対する救済制度。

■ DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある（または親密な関係にあった）者から振るわれる暴力。身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的なものなどを含む。

■ パタニティ・ハラスメント

パタニティとは英語で「父性」という意味であり、働く男性が育児休暇や育児目的の短時間勤務制度等を活用し育児参画することに対する精神的または肉体的な嫌がらせのこと。

■ バリアフリー

高齢者や障害のある人等が生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。道路・建物などの段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、より広く高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の解消や情報バリアフリーのように情報機器の利用環境等における障壁の解消についても用いられる。

■ ハンセン病

らい菌により末梢神経と皮膚が冒される感染症。遺伝病ではなく、感染力の弱い病気ではあるが、治療法がない時代は、顔面神経麻痺や指先の欠損、変形などの後遺症が残ることがあった。昭和18（1943）年に特効薬が開発されたが、平成8（1996）年の「らい予防法」廃止まで90年間も隔離政策が続けられた。

■ フィルタリング

青少年を違法、有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

■ プロバイダ

回線をインターネットとつなげる役割を担う接続事業者。

■ 保護観察

犯罪をした大人や非行をした少年を社会の中で更生させるための制度。

■ ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響を及ぼすことがある。

■ ユニバーサルデザイン

普遍的（ユニバーサル）なデザインのことで、誰もが使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生

き方が選択・実現できること。

法令解説

■ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の伝統及び文化が置かれている状況等に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現をめざすことを目的とした法律。

■ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた法律。

■ 国際人権規約

「世界人権宣言」の精神を具体化し、法的拘束力を持たせるため、国連が昭和 41（1966）年に採択したA規約（社会権規約）とB規約（自由権規約）及び二つの選択議定書の総称であり、「人権に関する世界の憲法」ともいわれる。我が国では昭和 54（1979）年に批准している。

■ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもの健やかな心身の育成及び教育の機会均等を保障することにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。

■ 再犯の防止等の推進に関する法律

安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等に関する施策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、対策の基本事項を定め、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することを定めた法律。

■ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた法律。

■ 自殺対策基本法

自殺の防止と自殺者の親族等への支援などを定めた法律。

■ 児童の権利に関する条約

世界中の子どもの基本的人権を広く認めるもので、18歳未満の子どもたちを大人と同じように「一人の人間」として尊重し、あらゆる差別から守るべきであること等を規定しており、国や大人は、子どもの権利の主張や意見を聞きながら、子どもにとって最善の方法を見いだしていかなければならないとする。平成元（1989）年に国連で採択され、我が国は平成 6（1994）年に批准している。

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法令等の一部を改正する法律

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を定めた法律。

■ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12（2000）年に制定された人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、施策の総合的な推進のために、国の基本計画策定等を定めた法律。

■ 人権三法

・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28（2016）年 4 月 1 日に施行された法律。国・地方公共団体等や、会社などの事業を行う者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を伝えられた場合における合理的配慮の提供を定めている。

・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を推進することを目的として、平成 28（2016）年 6 月 3 日に施行された法律。相談体制の整備や教育の充実、啓発活動等を基本的施策として定めている。

・ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い差別の状況が変化していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 28（2016）年 12 月 16 日に施行された法律。部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等を定めている。

■ 人種差別撤廃条約

世界人権宣言の基本精神に基づいて昭和 40（1965）年に国連で採択された条約。

■ 生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対し自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給など自立の支援に関する措置を定めた法律。

■ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）

青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講じるとともに、

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする法律。

■ **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成に関する基本理念と基本的な施策を定めた法律。

■ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）**

高齢者や障害者等の自立した日常生活を確保するため、公共交通機関、道路、公園施設等における構造や設備を改善するための措置及び移動の円滑化における国民の理解の増進を図るための措置を定めた法律。

■ **特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）**

インターネット上での誹謗中傷などの権利侵害が発生した場合に、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や被害者が発信者を特定するために利用できる手続きなどを定めた法律。令和4（2022）年から発信者情報開示命令の制度が新たに施行され、被害者による発信者の特定手続きが簡略化された。

■ **ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）**

すべての国民が、障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生するユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする法律。

■ **らい予防法**

らいの予防・医療および患者・公共の福祉増進を目的とする法律。

■ **労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）**

働き方改革の一環として、多様な働き方を促進することで、労働者の意欲を高めるとともに、雇用の安定化を図ることを目的とした法律。この法律は、パワー・ハラスメントの防止も規定されていることから、「パワハラ防止法」とも呼ばれる。